

# 神戸市敬老優待乗車制度実施要綱

制定 令和2年10月1日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、敬老優待乗車制度（敬老優待乗車証（以下「敬老パス」という。）交付事業及び高頻度利用者対策事業）を実施することにより、高齢者の社会参加の促進と移動支援を行い、もって高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (対象者)

第2条 対象者は、神戸市内に住所を有する満70歳以上の者とする。

### (申請同意)

第3条 対象者で、敬老優待乗車制度を利用しようとする者は、別に定める様式により、申請及び乗車実績情報の提供等に関する同意を行わなければならない。

### (異動の届出)

第4条 前条に定める申請等を行なった者（以下「申請者」という。）は、申請等の内容に異動が生じた場合は、届出を行なうものとする。

## 第2章 敬老優待乗車証交付事業

### (事業内容)

第5条 敬老パスは、駅等に設置されている現金積増機能を有する機器で入金（以下「チャージ」という。）できる機能を有する。

2 敬老パスは、敬老パスに搭載したICチップの機能を活用することで、チャージされた残額の範囲で、株式会社スルッとKANSAI（以下「スルッと」という。）とIC決済サービス「PiTaPa」に関する契約を有する交通事業者及びスルッとと相互利用契約を有する交通事業者（以下「敬老パス利用可能交通事業者」という。）が運営する輸送機関を利用できる機能（以下「プリペイド機能」という。）を有するものとする。

3 敬老パスは、プリペイド機能を活用することで、市が優待乗車に関する協定を締結する交通事業者（以下「優待事業者」という。）が提供する優待乗車サービス（以下「優待乗車サービス」という。）を利用できる機能を有する。

4 前項に定める優待乗車サービスの内容は、優待事業者と締結する協定等により定める。

### (交付)

第6条 第3条に定める申請等を受理した場合、申請者に対し敬老パスを交付するものとする。

2 前項に定める敬老パスの交付は、申請書等を受理した後、原則として2ヶ月以内に行なうものとする。

(使用)

第7条 敬老パスは、敬老パスの券面に記載された記名人本人（以下「記名人」という。）のみ使用することができる。

(有効期限)

第8条 敬老パスの有効期限は、券面に記載のとおりとする。

(更新)

第9条 敬老パスは、有効期間中に更新するものとし、別に定める方法により、その手続きを行なうものとする。

(紛失・盗難等)

第10条 記名人は、紛失、盗難、災害等により敬老パスをなくした場合は、速やかにその旨をスルッとに届出なければならない。

(再交付)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合、記名人からの申請により、敬老パスの再交付を行なうことができる。ただし、第1号から第2号による場合、記名人は、申請前に前条の届出を行い、スルッとより関係書類の交付を受けなければならない。

- (1) 紛失により敬老パスをなくした場合
- (2) 盗難、災害等により敬老パスをなくした場合
- (3) 破損、汚損等により敬老パスが使用できなくなった場合
- (4) ICチップの不良により敬老パスが使用できなくなった場合
- (5) 婚姻等の理由により敬老パスに記載する氏名変更等を行う場合

2 再交付を行なう場合の実費相当額は記名人の負担とし、市を経由してスルッとに支払うものとする。ただし、前項第2号及び第4号から第5号による場合は、実費相当額の記名人の負担は必要としない。

3 第1項第2号及び第4号により再交付を行なう場合、再交付までの期間に限り、敬老パスに準じた利用ができる特別乗車証を交付することができる。

(無効措置等)

第12条 次の各号、又は第16条のいずれかに該当した場合、直ちに敬老パスの無効措置を講じ、敬老パスの返還を求めることができる。

- (1) 記名人が、対象者の要件に該当しなくなったとき
- (2) 記名人が、敬老パスが不要になったとき
- (3) 敬老パスが、複製、改ざん、加工、複写等されたとき
- (4) 敬老パス（複製等含む）が、不正に使用され又は使用されようとしたとき
- (5) 敬老パス（複製等含む）が、第三者に貸与、譲渡、不正な目的で所持等されたとき

2 敬老パス（複製等含む）が、敬老パス利用可能交通事業者が定める旅客営業規則及び運送約款等に違反して、不正に使用され又は使用されようとしたとき、当該交通事業者は、敬老パス（複製等含む）を無効として回収することができる。

（払戻し）

第13条 記名人又はその代理人は、スルツとの定めるところにより、スルツとより、敬老パスにチャージされた残額について、払戻しを受けることができる。

2 前項に定める払戻しに係る手続きは、別に定めるところによる。

### 第3章 高頻度利用者対策事業

（事業内容）

第14条 敬老パスの交付を受けた記名人のうち、希望する者は、優待事業者が発行する特定の定期券を定価の半額で購入できる。

（使用）

第15条 前条に定める特定の定期券（以下「割引定期券」という。）は、当該割引定期券を購入した者（以下「定期券購入者」という。）のみ使用することができる。

2 割引定期券の購入及び使用の際は、敬老パスを携帯することとし、優待事業者等から求められたときは、敬老パスを提示しなければならない。

（使用停止）

第16条 次の各号又は第12条のいずれかに該当した場合、直ちに割引定期券及び割引購入券の無効措置を講じ、割引定期券の返還を求めることができる。

（1）定期券購入者が、対象者の要件に該当しなくなったとき

（2）定期券購入者が、割引定期券が不要になったとき

（3）割引定期券が、複製、改ざん、加工、複写等されたとき

（4）割引定期券（複製等含む）が、不正に使用され又は使用されようとしたとき

（5）割引定期券（複製等含む）が、第三者に貸与、譲渡、不正な目的で所持等されたとき

2 割引定期券が、優待事業者が定める旅客営業規則及び運送約款等に違反して、不正に使用され又は使用されようとしたとき、当該交通事業者は、割引定期券及び割引購入券（複製等含む）を無効として回収することができる。

#### 第4章 補則

(施行の細目)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所管局長が定める。

(適用範囲)

第18条 この要綱に定めのない事項については、別に定めるところによる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(関連要綱の廃止)

1 この要綱の施行に伴い、神戸市敬老優待乗車制度利用申請等に関する要綱（平成20年8月8日施行）は廃止する。